

社会保険庁の廃止と、非公務員型の2つの新法人の設立

【国が担う業務】 ※公的年金の財政責任・運営責任は **厚生労働本省**

※保険医療機関の指導監督は **地方厚生局**

※悪質な滞納者の強制徴収は **国税庁** へ委任可能

【新組織】

【現在】

社会保険庁

(平成22年1月)

新

日本年金機構

公的年金の運營業務を担います。

(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)

※ **民間企業等** への委託を推進

(平成20年10月)

新

全国健康保険協会

健康保険事業を担います。

(中小企業で働く被用者の方)

これにより……

1. 「職員」が変わる

新しい2つの法人の職員は、公務員ではなく民間です。
能力と実績に基づく人事管理で職員の意識改革を徹底します。

2. 「サービス」が変わる

親切でわかりやすいお知らせ、電話相談やインターネットでの情報提供など、サービスの向上を徹底します。

3. 「仕事の仕方」が変わる

旧式のコンピューターシステムの刷新、各種のチェックの仕組み、事務処理の集約化、外部委託化など、事業の適正かつ効率的な実施を徹底します。

日本年金機構について

国(厚生労働省)

・財政責任、管理運営責任
(年金給付の裁定責任等)

年金特別会計

日本銀行

保険料

金融機関
(口座振替)

年金給付

記録管理や年金裁定等の審査は、主に本部とブロックの事務センターで行い、年金事務所でも、適用徴収と年金給付の担当部門を分ける

一連の業務運営を委任・委託

監督

保険料や年金給付は、国と金融機関口座の間で直接に納付・支払

日本年金機構 (非公務員)

民間事業者等

本部

地方ブロック本部

年金事務所
(312か所)

記録管理・審査

・情報の提供、訂正
・年金裁定等の審査

オンラインシステム

適用徴収

・事業所調査、職権適用
・納付督促、強制徴収

年金給付

・年金相談
・届出・申請の受付

各種通知書

届書・申請書

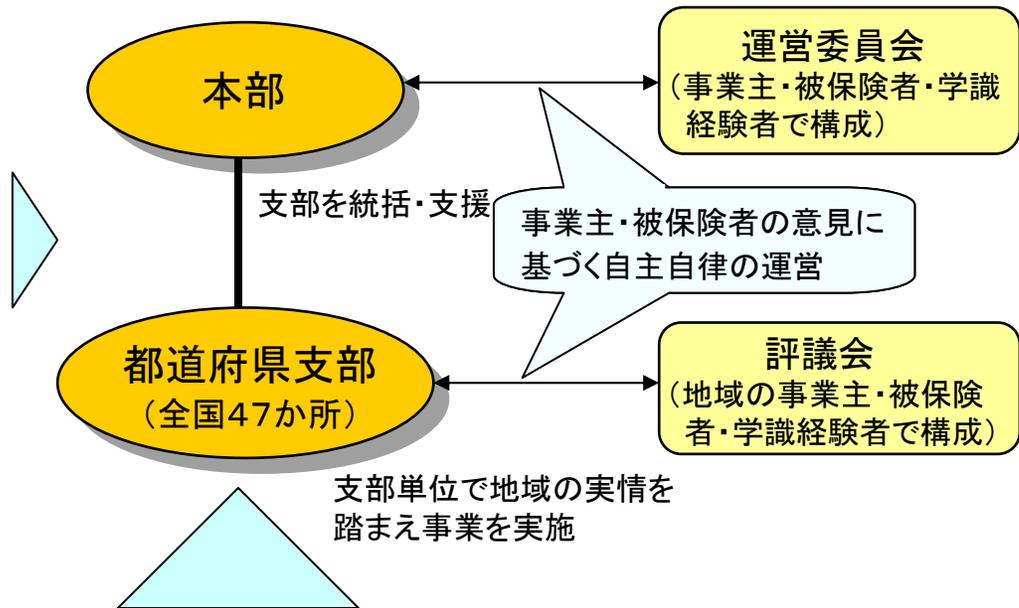
事業主・被保険者等

業務の外部委託を積極的に推進

悪質な滞納者の強制徴収は国税庁へ委任できる

全国健康保険協会について

- ◎中小企業等の被用者とその家族（約3600万人）が加入する健康保険（現在の政管健保）を運営
- ◎民間出身者を理事長に登用。民間のノウハウを最大限導入し、効率化やサービス向上を徹底



保険運営の企画

- ・都道府県別保険料率の設定
- ・財政運営
- ・業務改革・サービスの向上
- ・医療費分析、情報発信

保険給付

- ・被保険者証の発行
- ・窓口サービス・相談
- ・保険給付
- ・レセプトの点検

保健事業(予防)

- ・健診
- ・保健指導
- ・情報提供・相談
(生活習慣病の予防を強化)

※事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的に行い、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付